（A） 施設入所料金内訳（ 従来型個室・認知症専門棟 ）

R6.8.1

介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	認知症ケア加算	日常生活費	負担段階	居住費	食　費	月間合計（31日）	2割負担	3割負担
1	717 単位	24	22	51	76	110	第1段階	550	300	58,592 円		
							第2段階	550	390	61,382 円		
							第3段階①	1,370	650	94,862 円		
							第3段階②	1,370	1,360	116,872 円		
							第4段階	1,760	1,680	138,882 円	167,713 円	196,545 円
2	763						第1段階	550	300	60,082 円		
							第2段階	550	390	62,872 円		
							第3段階①	1,370	650	96,352 円		
							第3段階②	1,370	1,360	118,362 円		
							第4段階	1,760	1,680	140,372 円	170,694 円	201,016 円
3	828						第1段階	550	300	62,188 円		
							第2段階	550	390	64,978 円		
							第3段階①	1,370	650	98,458 円		
							第3段階②	1,370	1,360	120,468 円		
							第4段階	1,760	1,680	142,478 円	174,905 円	207,332 円
4	883						第1段階	550	300	63,970 円		
							第2段階	550	390	66,760 円		
							第3段階①	1,370	650	100,240 円		
							第3段階②	1,370	1,360	122,250 円		
							第4段階	1,760	1,680	144,260 円	178,469 円	212,678 円
5	932						第1段階	550	300	65,557 円		
							第2段階	550	390	68,347 円		
							第3段階①	1,370	650	101,827 円		
							第3段階②	1,370	1,360	123,837 円		
							第4段階	1,760	1,680	145,847 円	181,643 円	217,440 円

※高額介護サービス費は市役所等で手続き後に償還払いになります。

※松戸市地域倍率（5級地）の加算（10.45）が料金に加算されております。

※上記以外に、介護職員等処遇改善加算等として、加算合計の1000分の75に相当する単位が加算されます。

（B） 実質入所者負担額（高額介護サービス費支給後）

負担段階	介護サービス費限度額	日常生活費	居住費	食　費	月間合計(31日)
第1段階	15,000	110	550	300	44,760 円
第2段階	15,000		550	390	47,550 円
第3段階①	24,600		1,370	650	90,630 円
第3段階②	24,600		1,370	1,360	112,640 円
第4段階（年収約770万円未満）	44,400		1,760	1,680	154,450 円
第4段階（年収約770万円以上約1,160万円未満）	93,000		1,760	1,680	203,050 円
第4段階（年収約1,160万円以上）	140,100		1,760	1,680	250,150 円

※ 4段階の方は上限額に達しない場合、償還払いはありません。

（C） 別途かかる加算等（入所者によって違います）

R6.8.1

初期加算（Ⅰ）	63～189円／日	入所の日から30日以内の期間について1日につき算定（急性期病棟に入院後30日以内に退院した場合）
初期加算（Ⅱ）	32～94円／日	入所の日から30日以内の期間について1日につき算定（Ⅰ以外）
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	270～809円／回	医師の指示により入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算（Ⅱ）	126～377円／回	軽度の認知症と医師が判断し、訓練により生活の改善が見込まれると判断された場合
若年性認知症入所者受入加算	126～377円／日	若年性認知症と診断された方を受け入れた場合
療養食加算	7～19円／食	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
再入所時栄養連携加算	209～627円／回	医療機関からの再入所者であって特別食等を提供する必要がある場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	115～345円／月	歯科医師等が、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、 情報を厚生労働省へ提出している場合
経口移行加算	32～94円／日	経管による食事摂取の者に対し、栄養管理及び看護職員等による支援が行われた場合（計画作成より180日以内）
経口維持加算（Ⅰ）	418～1,254円／月	摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に対し、栄養管理を行った場合
ターミナルケア加算	76～226円／日	終末期の利用者に対してターミナルケアを実施した場合（死亡日45日前～31日前）
	168～502円／日	終末期の利用者に対してターミナルケアを実施した場合（死亡日30日前～4日前）
	951～2,853円／日	終末期の利用者に対してターミナルケアを実施した場合（死亡日前々日、前日）
	1,986～5,957円／日	終末期の利用者に対してターミナルケアを実施した場合（死亡日）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	471～1,411円／回	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(1回を限度)
退所時情報提供加算（Ⅰ）	523～1,568円／回	退所後の居宅において、その主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時情報提供加算（Ⅱ）	262～784円／回	退所後の医療機関において、その主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時栄養情報連携加算	74～220／回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、 退所先の医療機関等に情報を提供した場合
外泊時費用	379～1,135円／日	外泊時、基本入所料金に代えて算定（月6回限度）
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	250～750円／日	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	502～1,505円／日	加算に係る研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の者に対し、 投薬・検査・注射・処置等を行った場合
協力医療機関連携加算	105～314円／月	入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	63～189円／月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況、服薬情報等に係る基本的な情報を、 厚生労働省に提出している場合
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画書情報加算（Ⅱ）	35～104円／月	リハビリテーション実施計画を説明、管理し、実施計画の内容を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用している場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11～32円／月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、 一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供した場合
洗濯代業者委託	550円／大1袋	
文書料	3,300円 ～ 11,000円	
訪問理美容代	1,500円／回	
ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種	3,850円／回	
肺炎球菌ワクチン予防接種	7,700円／回	
電話代	実　費	